

令和 5 年 6 月

北九州市議会定例會議案

付 議 案

議案番号	件名	ページ
議案第 78号	令和5年度北九州市一般会計予算について	
議案第 79号	令和5年度北九州市国民健康保険特別会計予算について	
議案第 80号	令和5年度北九州市食肉センター特別会計予算について	
議案第 81号	令和5年度北九州市卸売市場特別会計予算について	
議案第 82号	令和5年度北九州市渡船特別会計予算について	
議案第 83号	令和5年度北九州市土地区画整理特別会計予算について	
議案第 84号	令和5年度北九州市土地区画整理事業清算特別会計予算について	
議案第 85号	令和5年度北九州市港湾整備特別会計予算について	
議案第 86号	令和5年度北九州市公債償還特別会計予算について	
議案第 87号	令和5年度北九州市住宅新築資金等貸付特別会計予算について	
議案第 88号	令和5年度北九州市土地取得特別会計予算について	
議案第 89号	令和5年度北九州市駐車場特別会計予算について	
議案第 90号	令和5年度北九州市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算について	
議案第 91号	令和5年度北九州市産業用地整備特別会計予算について	別冊
議案第 92号	令和5年度北九州市漁業集落排水特別会計予算について	
議案第 93号	令和5年度北九州市介護保険特別会計予算について	
議案第 94号	令和5年度北九州市空港関連用地整備特別会計予算について	
議案第 95号	令和5年度北九州市臨海部産業用地貸付特別会計予算について	
議案第 96号	令和5年度北九州市後期高齢者医療特別会計予算について	
議案第 97号	令和5年度北九州市市民太陽光発電所特別会計予算について	
議案第 98号	令和5年度北九州市市立病院機構病院事業債管理特別会計予算について	

議案第 99号	令和5年度北九州市上水道事業会計予算について	
議案第100号	令和5年度北九州市工業用水道事業会計予算について	
議案第101号	令和5年度北九州市交通事業会計予算について	
議案第102号	令和5年度北九州市病院事業会計予算について	
議案第103号	令和5年度北九州市下水道事業会計予算について	
議案第104号	令和5年度北九州市公営競技事業会計予算について	
議案第105号	北九州市事務分掌条例の一部改正について	… 1
議案第106号	北九州市市税条例等の一部改正について	… 4
議案第107号	北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部改正について	… 27
議案第108号	北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 34
議案第109号	北九州市火災予防条例の一部改正について	… 38
議案第110号	北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	… 44
議案第111号	金山川調節池整備工事（2－1）請負契約の一部変更について	… 49
議案第112号	市道路線の認定、変更及び廃止について	… 51
議案第113号	市有地の処分について	… 56
議案第114号	市有地の処分について	… 59

議案第 105 号

北九州市事務分掌条例の一部改正について

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市政変革推進室を新設するため、関係規定を改める必要があるので
、この条例案を提出する。

北九州市事務分掌条例の一部を改正する条例

北九州市事務分掌条例（昭和40年北九州市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条危機管理室の項の次に次のように加える。

市政変革推進室

- (1) 行財政改革に関する事項
- (2) 公共施設マネジメントに関する事項

第1条企画調整局の項第3号を削り、同条総務局の項第3号中「事務事業の調査及び能率並びに」を削る。

付 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

参考

北九州市事務分掌条例新旧対照表

参考	新	旧
第1条 地方自治法（昭和2年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。	第1条 地方自治法（昭和2年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。	第1条 地方自治法（昭和2年法律第67号）第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の局及び室を置く。
危機管理室 略	危機管理室 略	危機管理室 略
市政変革推進室 略	（1） 行財政改革に関する事項 （2） 公共施設マネジメントに関する事項 略	企画調整局 （1） 略 （2） 略 （3） 公共施設マネジメントに関する事項 略
総務局 略	（1） 略 （2） 略 （3） 文書に関する事項 （4） 略 （5） 略 略	総務局 （1） 略 （2） 略 （3） 事務事業の調査及び能率並びに文書に関する事項 （4） 略 （5） 略 略

議案第106号

北九州市市税条例等の一部改正について

北九州市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 地方税法等の一部改正に伴い、大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額に係る特例割合を定める等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市市税条例等の一部を改正する条例

(北九州市市税条例の一部改正)

第1条 北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により、」を加え、「同項の申告書に係る年度分」を「前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第3条の森林環境税をいう。以下同じ。）を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第27条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「規定によって」を「規定による」に、「方法によって」を「方法により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合

に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては、」を「には、」に、「ある場合において」を「あるとき」に、「ない場合において」を「ないとき」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第38条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第66条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

付則第9条の2に次の1項を加える。

20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第9条の3第11項各号列記以外の部分中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項の次に次の1項を加える。

11 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあっては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

付則第15条の9中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の」を「製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他省令第1条各号に掲げる」に改める。

付則第20条中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

付則第21条の2第1項各号列記以外の部分及び第2項前段中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

付則第24条第1項中「租税特別措置法第37条の13第1項」を「所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項）に、「所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項）を「もの（令附則第18条の6第18項）に改め、「除く。」の次に「）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する株式会社の同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。」を加え、「租税特別措置法第37条の13の2第1項」を「同法第37条の13の3第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改め、同条第7項前段中「によって」を「により」に改め、同項後段中「附則第18条の6第28項」を「附則第18条の6第30項」に改め、同条第8項中「第37条の13の2第10項」を「第37条の13の3第10項」に改める。

付則第27条の2を削る。

付則第27条の3第3項中「付則第27条の5」を「付則第27条の4」に改め、同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を付則第27条の2とする。

付則第27条の4を付則第27条の3とし、付則第27条の5を付則第27条の4とし、付則第27条の6を付則第27条の5とする。

付則第27条の7第3項を削り、同条を付則第27条の6とする。

付則第29条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

（北九州市環境未来税条例の一部改正）

第2条 北九州市環境未来税条例（平成14年北九州市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「第733条の18第6項」を「第733条の18第8項」に、「第733条の19第4項」を「第733条の19第5項」に改める。

（北九州市宿泊税条例の一部改正）

第3条 北九州市宿泊税条例（令和元年北九州市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「第733条の18第7項」を「第733条の18第8項」に改める。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中北九州市市税条例（以下「市税条例」という。）第66条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項（第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第66条第1号エに係る部分に限る。）の規定 令和5年7月1日

（2） 第1条中市税条例第23条第2項並びに第30条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定、市税条例第32条、第38条各項及び第38条の6各項の改正規定並びに市税条例付則第24条第1項から第3項まで、第7項及び第8項、第27条の3第4項並びに第29条第3項の改正規定並びに第2条及び第3条の規定並びに次条第1項、第3項及び第4項並びに付則第4条第1項（新条例第66条第1号エに係る部分を除く。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

（3） 第1条中市税条例第27条の2第5項の改正規定、同項を同条第6項とする改正規定、同条第4項の改正規定、同項を同条第5項とする改正規定、同条第3項の改正規定、同項を同条第4項とする改正規定、同条第2項の改正規定及び同項を同条第3項とし、同条第1項の次に1項を加える改正規定並びに次条第2項の規定 令和7年1月1日

（4） 第1条中市税条例付則第20条の改正規定 規則で定める日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 新条例第23条第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る市税条例第23条第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額について適用し、令和5年

度分までの個人の市民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額については、なお従前の例による。

- 2 新条例第27条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第26条第1項ただし書に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する市税条例第27条の2第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。
- 3 新条例第38条第2項及び第38条の6第2項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和5年度分までの個人の市民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。
- 4 新条例付則第24条の規定は、同条第1項の所得割の納税義務者が令和5年4月1日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、第1条の規定による改正前の市税条例（以下「旧条例」という。）付則第24条第1項の所得割の納税義務者が同日前に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例付則第15条の9の規定は、同条に規定する要件に該当する家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地が令和5年4月1日からこの条例の施行の日までの間に新設され、若しくは増設され、又は取得された場合についても適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第66条第1号エ及び付則第29条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車の種別割については、なお従前の例による。

- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された旧条例付則第27条の2及び第27条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例付則第27条の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環

境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

参考

北九州市市税条例新旧対照表（第1条関係）

	新	(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	日
第23条 略		第23条 略 (配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)	日
2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をするべき金額により、当該納稅義務者の前項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、個人の市民税若しくは森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第3条の森林環境税をいう。以下同じ。)を納付し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金を納付し、若しくは納入する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。	2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納稅義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納稅義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納稅義務者の未納に係る徴収金に充当する。	
3 略		第27条の2 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	日
3 略		第27条の2 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)	日
2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年ににおいて当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年ににおいて当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年ににおいて当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規	

新	日
定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。	2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。
3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で区内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。	3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
4 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に経由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。	4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。)により提供することができる。

新	日
6 前項の規定がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徵収の方法等)	5 前項の規定がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。 (個人の市民税の徵収の方法)
30 条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項、第38条の5又は第41条の5の規定による特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法により徵収する。	30 条 個人の市民税は、第35条、第38条の2第1項、第38条の2第1項、第38条の5又は第41条の5の規定による特別徵収の方法による場合を除くほか、普通徵収の方法によつて徵収する。
2 略	2 略
3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徵収する場合に併せて賦課し、及び徵収する。 (個人の市民税の納稅通知書)	32 条 個人の市民税の納稅通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び森林環境税額の合算額(第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徵収する場合にあっては、特別徵収の方法によつて徵収されないこととなつた金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第38条第1項又は第38条の6第1項の規定により徵収する場合にあっては、特別徵収の方法によつて徵収されないこととなつた日以後に到来する納期)の数で除して得た額として得た額とする。 (給与所得に係る特別徵収税額の普通徵収税額への繰入れ)
38 条 個人の市民税の納稅者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与	38 条 個人の市民税の納稅者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与

新	日
<p>所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がないときは直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合は、)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>	<p>所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合における特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合はそのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の通知によつて変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合は、)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該納税者の未納に係る徴収金に充当する。</p>
<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後</p>	<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第38条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法により徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法により徴収されないこととなつた日以後において到来する第31条第1項の納期がある場合にはそのそれぞれの納期において、その日以後</p>

新	日
同項の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法により徴収するものとする。	に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収するものとする。
2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法により徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者がから納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金關係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金關係過誤納金により当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。	2 法第321条の7の7第3項（法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者がから納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超過する場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2の規定によつて当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に充当する。

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
アヘウ　略
エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 原動機付自転車
アヘウ　略
エ　三輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するもの

新		日
にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの 、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以 下の三輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号) <u>第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。</u>) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロ ワットを超えるもの 年額 3,700円	にあつては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの 及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル 以下の三輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの 又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円	
(2) 略	(2) 略	
(3) 略	(3) 略	
付 則	付 則	
	(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)	
第9条の2 略	第9条の2 略	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
2~19 略	2~19 略	第9条の3 略
	20 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1と する。	2~10 略
	(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	11 法附則第15条の9の3第1項の特定マンションに係る区分所有に係る家屋 について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る 同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申

新	日
告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者には、住所及び氏名又は名称)</u>	
(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u>	
(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u>	
(4) <u>当該工事が完了した年月日</u>	
(5) <u>当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合に</u> <u>は、3月以内に提出することができなかつた理由</u>	
1.2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了したら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助(以下この項において「耐震改修補助」という。)に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1) ~ (6) 略 (離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除)	
1.1 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了したら3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助(以下この項において「耐震改修補助」という。)に係る補助金確定通知書の写し、耐震改修補助の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用を証する書類、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は同法附則第3条第1項の規定による報告に係る書面の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。	
(1) ~ (6) 略 (離島振興対策実施地域内に新設及び増設をされた特定の家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に係る固定資産税の課税免除)	

新	日
<p>第15条の9 平成31年4月1日から令和7年3月31までの間に離島振興対策実施地域内において<u>製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービスその他の省令第1条各号に掲げる事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地にかかるわらす、当該家屋又は償却資産に對して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</u></p> <p>(説替規定)</p>	<p>第15条の9 平成31年4月1日から令和5年3月31日までの間に離島振興対策実施地域内において<u>旅館業（下宿営業を除く。）又は省令第1条第4号の事業の用に供するため新設され、又は増設された特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（平成31年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地にかかるわらす、当該家屋又は償却資産に對して新たに固定資産税を課すべき年度から3年度分の固定資産税に限り、これを課さない。</u></p> <p>(説替規定)</p>
<p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、<u>第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項<u>若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</u></u></p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>第20条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第115条第2項中「又は第33項」とあるのは、「若しくは第33項又は法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3若しくは第63条」とする。</p> <p>(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第21条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り</p>	<p>第21条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り</p>

新	日
<p>、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する譲度をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲度をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する譲度をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p>	<p>、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲度所得の基団となる土地等（租税特別措置法第31条第1項に規定する譲度をいう。以下この条において同じ。）の譲渡（同項に規定する譲度をいう。以下この条において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（法附則第34条の2第1項に規定する譲度をいう。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得（次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1) 略 (2) 略</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲度所得の基団となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲度（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲度をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲度所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲度が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲度は確定優良住宅地等予定地のための譲度ではなかつたものとみなす。</p> <p>3 略</p>

<p>新</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p>	<p>日</p> <p>(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)</p>
<p>第24条 所得割の納税義務者（租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同じ。）により取得（法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をしたもの（令附則第18条の6第18項に規定する株式会社の同項において同じ。）又は租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する特定株式を払込みにより取得をしたもの（令附則第18条の6第19項に規定する要件を満たすものに限る。）に限る。以下この条において同じ。）について、同法第37条の13の3第1項に規定する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じたときは、同項各号に掲げる事実が発生したとと、当該損失の金額として法附則第35条の3第11項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第</p>	
<p>第24条 租税特別措置法第37条の13第1項に規定する特定中小会社の同項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（法附則第35条の3第11項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした所得割の納税義務者（令附則第18条の6第17項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）について、租税特別措置法第37条の13の2第1項に規定する適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合は当該特定株式の譲渡をしたことによる損失が生じたときは、同項各号に掲げる事実が発生したとと、当該損失の金額として法附則第35条の3第11項に規定する金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条例の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定は、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第</p>	

新	日
1 項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の3第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。	1 項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、付則第23条第3項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。	3 所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第26条第1項若しくは第3項の規定による申告書又は第7項において準用する同条第4項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第27条第1項の確定申告書又は租税特別措置法第37条の13の2第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準用する所得税法第123条第1項の規定による申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。
4～6 略	4～6 略
7 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合	7 第26条第4項の規定は、同条第1項ただし書に規定する者（同条第2項の規定により同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第5項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市民税について同条第3項の規定による申告書を提出すべき場合

新	<p>び同条第4項の規定により同条第1項の申告書を提出することができる場合のい ずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項中「 純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第5項に規定する特定株式 に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「令附則第18条の<u>6</u> <u>第30項</u>に掲げる事項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項の規定の適用がある場合における第27条の規定については、同 条第1項中「確定申告書」(とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条 の<u>13の3</u>第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準 用する所得税法第123条第1項の規定による申告書)を含む。)と、「前条第1 項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第 7項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項ま で」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準 用する前条第4項」とする。</p>	<p>及び同条第4項の規定によつて同条第1項の申告書を提出することができる場合 のいづれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第4項 中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「付則第24条第5項に規定する特定 株式に係る譲渡損失の金額」と、「同項の申告書」とあるのは「令附則第18条 の<u>6</u>第28項に掲げる事項を記載した申告書」と読み替えるものとする。</p> <p>8 第5項の規定の適用がある場合における第27条の規定については、同 条第1項中「確定申告書」(とあるのは「確定申告書(租税特別措置法第37条 の<u>13の2</u>第10項において準用する同法第37条の12の2第9項において準 用する所得税法第123条第1項の規定による申告書)を含む。)と、「前条第1 項から第4項まで」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第 7項において準用する前条第4項」と、同条第2項中「前条第1項から第4項ま で」とあるのは「前条第1項から第4項まで又は付則第24条第7項において準 用する前条第4項」とする。</p>
		<p>(<u>軽自動車税の環境性能割の非課税</u>)</p> <p><u>第27条の2 法第451条第1項第1号 (同条第4項又は第5項において準用す る場合を含む。)に掲げる三輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この 条において同じ。)に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が令和元年10 月1日から令和3年1月31日までの間(付則第27条の7第3項において「 特定期間」という。)に行われたときに限り、第64条第1項の規定にかかるら ず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</u></p> <p>(<u>軽自動車税の環境性能割の賦課徵収の特例</u>)</p>

	新	日
<u>第27条の2</u> 略	<u>第27条の3</u> 略	<u>日</u>
2 略	2 略	3 福岡県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徵収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第27条の4の規定により読み替えられた第64条の8第1項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供了した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に適用する規定を適用する。
		4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の35</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
		（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）
<u>第27条の3</u> 略	<u>第27条の4</u> 略	（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）
<u>第27条の4</u> 略	<u>第27条の5</u> 略	（軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例）

	新	日
(軽自動車税の環境性能割に係る徵収取扱費の交付)		
第27条の5 略	第27条の6 略	(軽自動車税の環境性能割に係る徵収取扱費の交付)
(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)		
第27条の6 略	第27条の7 略	(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)
2 略	2 略	自家用の三輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第64条の6第2号
3 <u>前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときは限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u>	3 <u>前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときは限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u>	及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときは限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。
(軽自動車税の種別割の賦課徵収の特例)		
第29条 略	第29条 略	(軽自動車税の種別割の賦課徵収の特例)
2 略	2 略	2 略
3 <u>前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u>	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。	3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに <u>100分の10</u> の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
4 略	4 略	4 略

北九州市環境未収税条例新旧対照表（第2条関係）

新 (不足税額等の納付手続)	(不足税額等の納付手続)
<p>第11条 環境未収税の納税者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第8項又は第733条の19第5項</u>の規定による通知を受けた場合には、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書（北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第2条第3号に規定する納付書をいう。）によつて納付しなければならない。</p>	<p>第11条 環境未収税の納税者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第6項又は第733条の19第4項</u>の規定による通知を受けた場合には、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに、納付書（北九州市市税条例（昭和38年北九州市条例第85号）第2条第3号に規定する納付書をいう。）によつて納付しなければならない。</p> <p>2 略</p>

北九州市宿泊税条例新旧対照表（第3条関係）

新 (不足金額等の納入)	新 (不足金額等の納入)
<p>第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第8項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>	<p>第14条 特別徴収義務者は、法第733条の16第4項、<u>第733条の18第7項又は第733条の19第5項の規定による通知を受けた場合には、不足金額（更正による納入金の不足金額又は決定による納入金額をいう。次項において同じ。）又は法第733条の18第1項に規定する過少申告加算金額、同条第3項に規定する不申告加算金額若しくは法第733条の19第1項及び第2項に規定する重加算金額を当該通知により指定する納期限までに納入しなければならない。</u></p>

議案第 107 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市スポーツ施設条例の一部改正について

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 桃園武道場の新設に伴い、使用料を設定する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例
及び北九州市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

(北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3 有料施設の使用料の表中

		専用	1面1回（1時間以内）			750円	
--	--	----	-------------	--	--	------	--

武道場	桃園武道場	弓道場	共用	区分		一般	高等学校の生徒以下の者	定期券で使用するときは、1日1回限りとし、2時間以内を1回とする。	
				1人1回（2時間以内）		250円	120円		
				回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	2,000円	960円		
				定期券		1月	3,000円		
				専用	近的場	1時間又はその端数ごとに			
				遠的場			600円		
柔剣道場		柔剣道場	共用	区分		一般	高等学校の生徒	中学校の生徒以下の者	
				1人1回（2時間以内）		390円	190円		
				回数券（10枚つづり）	1人1回（2時間以内）	3,120円	1,520円		

			定期券	1月	4, 680円	2, 280円	1, 440円
				3月	8, 580円	4, 180円	2, 640円
専 用	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに			990円		

」
改め、同表の弓場の項中 「勝山弓道場
桃園弓道場」を「勝山弓道場」に改める。

(北九州市スポーツ施設条例の一部改正)

第2条 北九州市スポーツ施設条例（平成20年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第1の柔剣道場の項中

「

北九州市立小倉北柔剣道場	北九州市小倉北区田町14番19号
北九州市立八幡東柔剣道場	北九州市八幡東区尾倉二丁目8番34号

」
を

「

北九州市立小倉北柔剣道場	北九州市小倉北区田町14番19号
--------------	------------------

」
に

改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

考

北九州市都市公園、露營場等の設置及び管理に関する条例新旧対照表（第1条関係）

別表第1 (第10条関係)		新		別表第1 (第10条関係)		旧	
1	略	1	略	2	略 <th>2</th> <td>略</td>	2	略
3 有料施設の使用料		3 有料施設の使用料		3 有料施設の使用料		3 有料施設の使用料	
施設の種類等	使用料	施設の種類等	使用料	施設の種類等	使用料	施設の種類等	使用料
庭球場	略	田野浦庭球場専用	750円	桃園庭球場(クレート)	1面1回(1時間以内)	桃園庭球場(クレート)	750円
武道場	弓道場	弓道場	一般	一般	高等学校の生徒以下の者	定期券の使用者	定期券の使用者
		共用	区分		で使用すると きは、	で使用すると きは、	
				1人1回(2時間以内)	250円	120円	
回数券(10)	1人1回(2時	2,000円	960円	1日1			

新

日					
	枚づり)	間以内)			
定期券	1月	3,000円	1,440円	とし、	回限り
専用	近的場 遠的場	1時間又はその端数ごとに	600円	2時間 以内を	1回と する。
柔剣道場	区分	一般	高等学校の 生徒	中学校の生徒 以下の者	
	1人1回(2時 間以内)	390円	190円	120円	
	回数券	1人	3,120円	1,520円	960円
	(10 枚づ り)	1回 (2 時間 以内)			
	定期券	1月	4,680円	2,280円	1,440円
		3月	8,580円	4,180円	2,640円
専用	柔道場 剣道場	1時間又はその端数ごとに		990円	

新

弓 場	勝山弓 道場	略
	松原弓 道場	略
		略

注

日

弓 場	勝山弓 道場	略
	松原弓 道場	略
		略

注

北九州市スポーツ施設条例新旧対照表(第2条関係)

別表第 1 (第 1 条関係)				別表第 1 (第 1 条関係)			
施設の種類		名称		施設の種類		名称	
柔剣道場		北九州市立小倉北柔剣道場 番 19 号		柔剣道場		北九州市立小倉北柔剣道場 番 19 号	
				北九州市立八幡東柔剣道場		北九州市八幡東区尾倉二丁目 8 番 34 号	
				略		略	

議案第108号

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 北九州市門司港レトロ展望室の望遠鏡の廃止に伴い、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表第3の関門海峡ミュージアムの項中

「

その他の設備 ・器具	1日ごとに1,000円以下の範囲内で 規則で定める額		を
望遠鏡	1回（2分以内）100円		」

「

その他の設備 ・器具	1日ごとに1,000円以下の範囲内で 規則で定める額		に
---------------	-------------------------------	--	---

改め、同表の門司港レトロ展望室の項中

「

	団体（30人以上）	240円	120円		を
望遠鏡	1回（2分以内）	100円			」

「

	団体（30人以上）	240円	120円		に
--	-----------	------	------	--	---

改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考

北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例新旧对照表

別表第3 (第6条関係)		別表第3 (第6条関係)	
施設の種類	金額	施設の種類	金額
閑門	略	閑門	略
海峡ミニージアム	その他の設備 ・器具	海峡ミニージアム	その他の設備 ・器具
	1日ごとに1,000円以下の範囲内 で規則で定める額		1日ごとに1,000円以下の範囲内 で規則で定める額
	略		略
	略		略
門司港レトロ展望	展望室入館料	門司港レトロ展望	展望室入館料
	略	略	略
团体(3人以上)	240円	团体(3人以上)	240円
	120円		120円

新	旧			
室)	室)	1回(2分以内) 100円
		望遠鏡		
				略

議案第109号

北九州市火災予防条例の一部改正について

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、位置、構造及び管理に関する基準の対象となる急速充電設備の範囲を拡大する等のため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市火災予防条例の一部を改正する条例

北九州市火災予防条例（昭和48年北九州市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第11号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下この項において同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号に次のただし書きを加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあっては、この限りでない。

第13条の2第1項第5号中「急速充電設備」を「コネクター」に改め、同項第6号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクターが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクターが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「緊急停止する」を「緊急に停止する」に、「措置を講ずる」を「装置を当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第11号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第12号中「（充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。）」を削り、同項第15号中「蓄電池を」を「蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。）を」に改め、同項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 分離型のものにあっては、充電ポストに蓄電池を内蔵しないこと。

第13条の2第3項本文中「のもの」の次に「、分離型のものの充電ポスト

」を加える。

第26条第3項第2号中「標識の設置」の次に「（健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を掲示する場合を除く。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、第26条第3項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項及び第3項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 改正後の第26条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

参考	新	旧
(急速充電設備)	(急速充電設備)	<p>第13条の2 緊急充電設備（電気を設備の内部で変圧し、電気自動車等（電気を動力源とする自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの）をいう。以下この項において同じ。）にコネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下この項において同じ。）を用いて充電する設備（全出力20キロワット以下のものを除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ボスト（コネクター及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下この条において同じ。）により構成されるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては、充電ボストを含む。以下この条及び第67条第10号において同じ。）の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならぬ。</p> <p>(1) 外箱は、不燃性の金属材料で造ること。 (2) ～ (4) 略 (5) コネクターと電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。</p> <p>(6) コネクターが電気自動車等に接続され、電圧が加えられている場合には、当該コネクターが当該電気自動車等から外れない措置を講ずること。</p> <p>(7) ～ (9) 略 (10) 緊急充電設備を手動で緊急停止することができる装置を当該急速充電設備が外れない措置を講ずること。</p>

新	旧
電設備の利用者が異常を認めたらとときに、速やかに操作することができる箇所に設けること。	
(1 1) <u>急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u>	(1 1) <u>自動車等の衝突を防止する措置を講ずること。</u>
(1 2) コネクターについて、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。	(1 2) <u>コネクター(充電用のケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、当該コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。</u>
	。
(1 3) 略	(1 3) 略
(1 4) 略	(1 4) 略
(1 5) <u>蓄電池(主として保安のために設けるものを除く。次号において同じ。)を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について第7号(制御機能の異常に係るものに限る。)及び第8号に掲げる措置並びに次に掲げる措置を講ずること。</u>	(1 5) <u>蓄電池を内蔵しているものにあっては、当該蓄電池について第7号(制御機能の異常に係るものに限る。)及び第8号に掲げる措置並びに次に掲げる措置を講ずること。</u>
	ア 略 イ 略
(1 6) <u>分離型のものにあっては、充電ボストに蓄電池を内蔵しないこと。</u>	(1 6) <u>分離型のものにあっては、充電ボストに蓄電池を内蔵しないこと。</u>
(1 7) 略	(1 6) 略
(1 8) 略	(1 7) 略
2 略	2 略
3 前2項に規定するもののほか、屋外に設ける急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの、分離型のものの充電ボスト及び消防長が認める延焼を防止する	3 前2項に規定するもののほか、屋外に設ける急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられている

<p>新</p> <p>ための措置が講じられているものを除く。) にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の消防長が指定する場所を有する防火対象物（同項第 3 号に該当する場所を有する防火対象物を除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置並びに当該喫煙所への「喫煙所」と表示した規則で定める標識及びこれを表示する旨の規則で定める図記号による標識の設置</p> <p><u>法律第 103 号) 第 3 条第 2 項に規定する喫煙車用室標識を揭示する場合を除く。)</u></p> <p>4～6 略</p>	<p>日</p> <p>ものを除く。) にあっては、建築物から 3 メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造られ、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。</p> <p>(喫煙等)</p> <p>第 26 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第 1 項の消防長が指定する場所を有する防火対象物（同項第 3 号に該当する場所を有する防火対象物を除く。）については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 適当な数の吸い殻容器を設けた喫煙所の設置並びに当該喫煙所への「喫煙所」と表示した規則で定める標識及びこれを表示する旨の規則で定める図記号による標識の設置</p> <p><u>法律第 103 号) 第 3 条第 2 項に規定する喫煙車用室標識を揭示する場合を除く。)</u></p> <p>4～6 略</p>
---	--

議案第 110 号

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 5 年 6 月 1 日提出

北九州市長 武 内 和 久

提案理由 北九州市立ひまわり中学校を新設する等のため、関係規定を改める
必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する 条例

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年北九州市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第9条中「、社会教育施設」の次に「及び北九州市立思永中学校の温水プール（以下「社会教育施設等」という。）」を加え、「当該社会教育施設」を「当該社会教育施設等」に改め、「の管理」の次に「（北九州市立思永中学校の温水プールにあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）」を加える。

第9条の2各項、第9条の3各号列記以外の部分及び第1号並びに第9条の4中「社会教育施設」を「社会教育施設等」に改める。

第9条の5の見出し中「指定管理者」を「指定管理者等」に改め、同条中「社会教育施設」を「社会教育施設等」に、「当該施設」を「当該社会教育施設等」に改める。

別表第1の学校教育関係の表の中学校の項中

「

〃 富野 〃	〃	〃 常盤町8番1号
--------	---	-----------

」を

「

〃 富野 〃	〃	〃 常盤町8番1号
〃 ひまわり 〃	〃	〃 下富野一丁目2番1号

」に

改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第9条、第9条の2各項、第9条の3各号列記以外の部分及び第1号、第9条の4並びに第9条の5（見出しを含む。）の改正規定は、公布の日から施行する。

参考

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例新旧対照表

新	旧
(指定管理者)	(指定管理者)
第9条 教育委員会は、社会教育施設及び北九州市立思永中学校の温水プール（以下「社会教育施設等」という。）の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、当該社会教育施設等の管理（北九州市立思永中学校の温水プールにあっては、学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定に基づき学校教育上支障のない範囲内で市民の使用に供する際の管理に限る。）を指定管理者に行わせることができる。	第9条 教育委員会は、社会教育施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるとときは、当該社会教育施設の管理を行わせることができる。
(指定管理者の指定の手続)	(指定管理者の指定の手続)
第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設等の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。	第9条の2 指定管理者の指定を受けようとするものは、教育委員会が別に定める申請書に当該社会教育施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて教育委員会に申請しなければならない。
2 前項に規定する申請があつたときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設等の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。	2 前項に規定する申請があつたときは、教育委員会は、事業計画書の内容、事業計画書に従い社会教育施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認めたものを指定管理者として指定する。
(指定管理者が行う業務)	(指定管理者が行う業務)
第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設等の管理の業務は、次のとおりとする。	第9条の3 指定管理者が行う社会教育施設の管理の業務は、次のとおりとする。
(1) 社会教育施設等の維持管理に関すること。 (2) 略 (3) 略	(1) 社会教育施設の維持管理に関すること。 (2) 略 (3) 略

新	日
<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い<u>社会教育施設等</u>の管理を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者等の秘密保持義務)</p> <p>第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの方であつた者は、<u>社会教育施設等</u>の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は<u>当該社会教育施設等</u>の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。</p>	<p>(指定管理者が行う管理の基準)</p> <p>第9条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他教育委員会の定めるところに従い<u>社会教育施設の管理</u>を行わなければならない。</p> <p>(指定管理者の秘密保持義務)</p> <p>第9条の5 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの方であつた者は、<u>社会教育施設の管理</u>に関して知り得た秘密を漏らし、又は<u>当該施設の管理</u>の業務以外の目的のために使用してはならない。</p>

議案第 111号

金山川調節池整備工事（2-1）請負契約の一部変更について
令和3年2月北九州市議会定例会において議決を経た金山川調節池整備工事
(2-1) 請負契約の一部を次のとおり変更する。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 金山川調節池整備工事（2-1）請負契約について、契約金額及び
工期を変更する必要があるので、この案を提出する。

記

契約変更内容

既決契約金額

14億7,408万5,971円

既決工期

令和3年3月15日から令和6年3月15日まで

変更契約金額

17億9,789万9,400円

変更工期

令和3年3月15日から令和6年3月31日まで

参考

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第112号

市道路線の認定、変更及び廃止について

次のとおり市道路線の認定、変更及び廃止をする。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 市道路線の整備を図るため、路線の認定、変更及び廃止の必要があるので、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、この案を提出する。

記

路線認定調書

整理番号	路線名	起 点	終 点	延長(m)
6400	上 葛 原 5 3 号 線	小倉南区上葛原二丁目	小倉南区上葛原二丁目	48
6401	葛 原 1 0 7 号 線	小倉南区葛原四丁目	小倉南区葛原四丁目	90
6402	葛 原 1 0 8 号 線	小倉南区葛原四丁目	小倉南区葛原四丁目	26
7115	上 上 津 役 1 5 3 号 線	八幡西区上上津役三丁目	八幡西区上上津役三丁目	30
7116	則 松 2 0 6 号 線	八幡西区大字則松	八幡西区大字則松	110
7117	町 上 津 役 西 5 6 号 線	八幡西区町上津役西二丁目	八幡西区町上津役西二丁目	80

路線変更調書

整理番号	路線名	新旧別	起 点	終 点	延長(m)	増減(m)
1111	大 蔵 4 号 線	新	八幡東区大蔵二丁目	八幡東区大蔵二丁目	179	△ 57
		旧	八幡東区大蔵二丁目	八幡東区大蔵二丁目	236	
3493	下 畑 町 2 号 線	新	八幡西区下畠町	八幡西区下畠町	108	△ 140
		旧	八幡西区下畠町	八幡西区下畠町	248	
4130	則 松 1 1 8 号 線	新	八幡西区大字則松	八幡西区大字則松	106	△ 112
		旧	八幡西区大字則松	八幡西区大字則松	218	
1280	新 池 3 0 号 線	新	戸畠区新池三丁目	戸畠区新池三丁目	179	△ 106
		旧	戸畠区新池三丁目	戸畠区新池三丁目	285	
1347	千 防 9 号 線	新	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防二丁目	162	△ 126
		旧	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防二丁目	288	
1364	千 防 2 6 号 線	新	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防三丁目	203	△ 105
		旧	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防三丁目	308	
1366	千 防 2 8 号 線	新	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防三丁目	213	△ 274
		旧	戸畠区千防三丁目	戸畠区千防三丁目	487	

路線廃止調書

整理番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長 (m)
1139	小 芝 5 号 線	戸畠区小芝三丁目	戸畠区小芝三丁目	226
1221	三 六 町 1 号 線	戸畠区三六町	戸畠区三六町	207
1443	中 原 西 3 号 線	戸畠区中原西一丁目	戸畠区中原西一丁目	562

参考

道路法（抜粋）

（市町村道の意義及びその路線の認定）

第8条 略

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 略

（路線の廃止又は変更）

第10条 都道府県知事又は市町村長は、都道府県道又は市町村道について、一般交通の用に供する必要がなくなったと認める場合においては、当該路線の全部又は一部を廃止することができる。路線が重複する場合においても、同様とする。

2 都道府県知事又は市町村長は、路線の全部又は一部を廃止し、これに代わるべき路線を認定しようとする場合においては、これらの手続に代えて、路線を変更することができる。

3 第7条第2項から第8項まで及び前条の規定は前2項の規定による都道府県道の路線の廃止又は変更について、第8条第2項から第5項まで及び前条の規定は前2項の規定による市町村道の路線の廃止又は変更について、それぞれ準用する。

議案第 113号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 門司区新門司北三丁目に所在する市有地を流通保管施設用地として
売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分
に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

雑種地

門司区新門司北三丁目1番1

門司区新門司北三丁目1番33

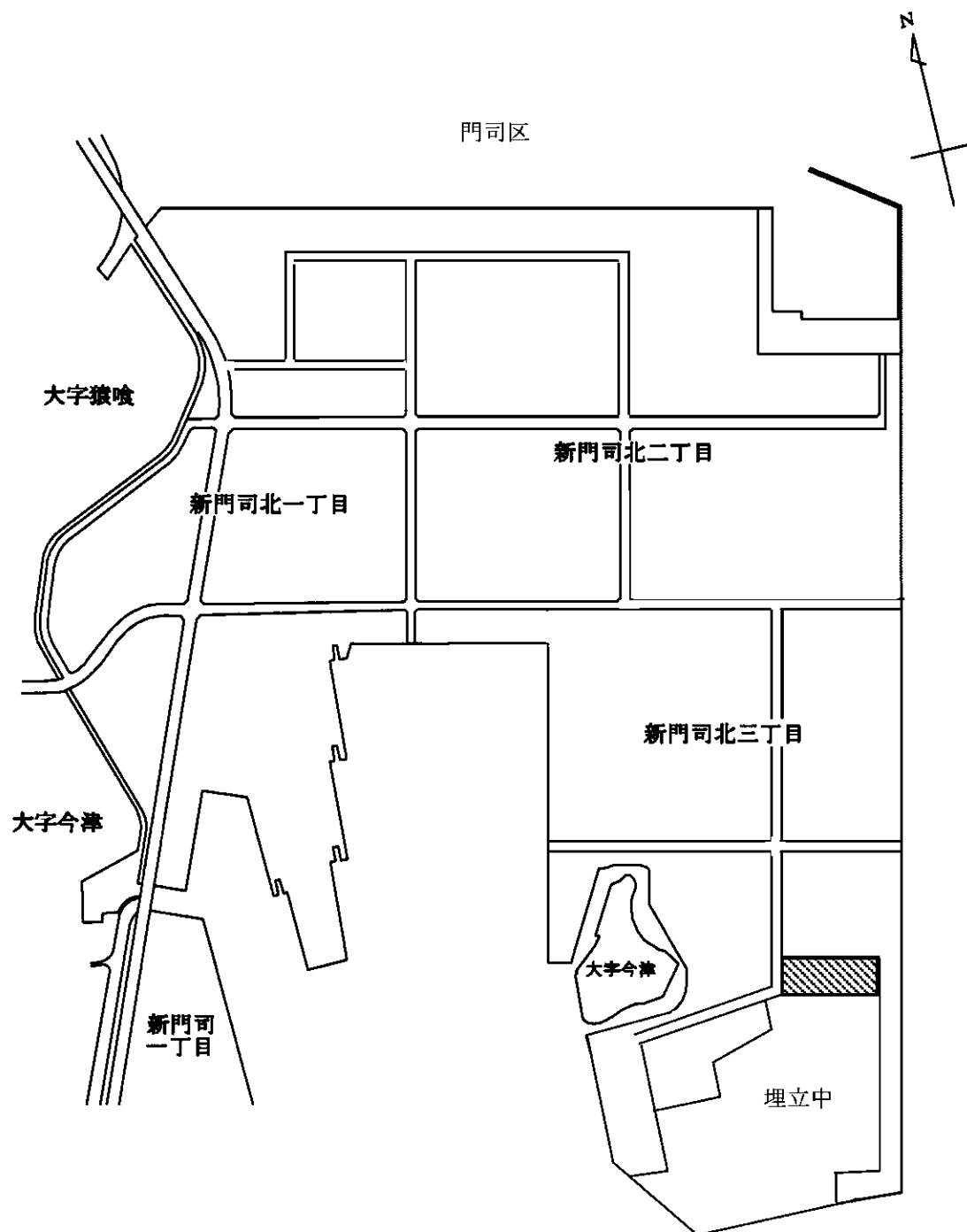
2 土地の面積

1万9,615.24平方メートル

3 売払い予定金額

5億2,372万6,908円

処分土地の所在図



(凡例)



処分しようとする土地

北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格8,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件1万平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第114号

市有地の処分について

市有地を次のとおり売り払う。

令和5年6月1日提出

北九州市長 武内和久

提案理由 若松区響町一丁目に所在する市有地を石炭貯蔵用地として売り払うため、北九州市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、この案を提出する。

記

1 土地の地目及び所在地

宅地

若松区響町一丁目104番11

若松区響町一丁目104番12

雑種地

若松区響町一丁目129番

若松区響町一丁目130番

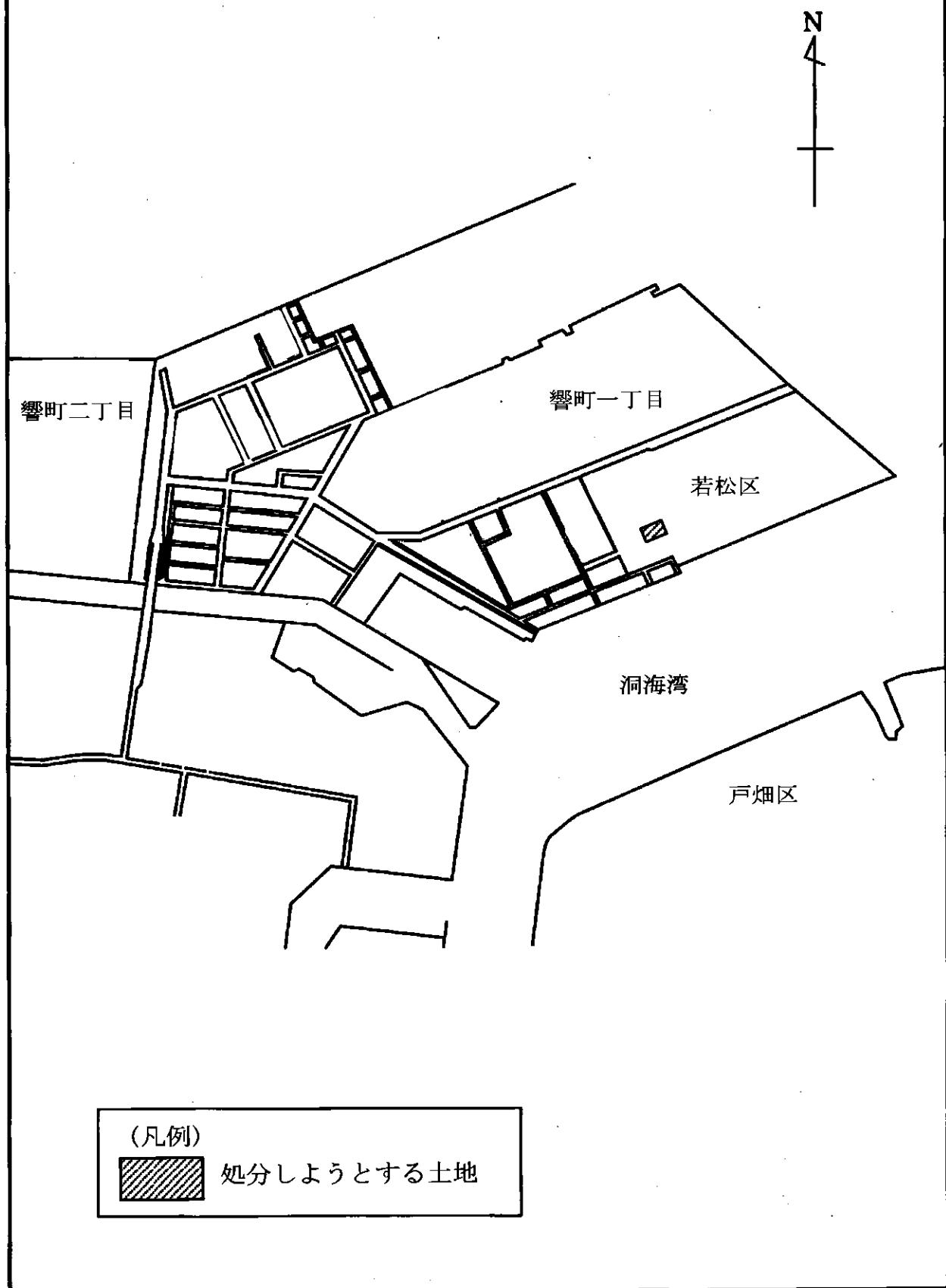
2 土地の面積

1万8,489.10平方メートル

3 売払い予定金額

3億8,272万4,370円

処分土地の所在図





この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。